

一般廃棄物処理基本計画

【平成24年度から平成35年度】

平成24年4月

葦 崎 市

目 次

第1章 計画の策定と背景	3
第1節 計画策定の趣旨と背景	3
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画策定の位置づけ	3
第2節 計画の範囲	5
1. 計画対象区域	5
2. 計画の範囲	5
3. 計画の目標年度	5
第2章 地域の概要	6
第1節 地理的、地形的特性	6
第2節 気候特性	7
第3節 人口動態・分布	8
1. 人口及び世帯数の動態	8
2. 人口構造	9
第4節 産業の動向把握	10
第5節 土地利用の状況	11
第3章 ごみ処理基本計画	12
第1節 ごみ処理の概要	12
1. ごみ処理事業の沿革	12
2. ごみの中間処理施設の概要	13
3. ごみ処理状況	14
4. ごみ排出量の実績	15
5. 1人1日あたりのごみ排出量の実績	17
第2節 ごみの排出抑制、資源化の状況	18
1. ごみの排出抑制に向けた取り組み状況	18
2. 資源化の取り組み状況	19
(1) 資源化の実績	19
(2) リサイクル率	20
第3節 収集・運搬体制	22
第4節 ごみ処理経費の実績	25
第5節 課題の整理	26
第6節 将来予測	27
1. 人口の予測	27
2. 将来のごみ量	28
第7節 基本方針	29
1. 基本理念	29
2. 基本方針	30

(第3章 ごみ処理基本計画)	
第8節 達成目標	31
1. ごみ減量目標	31
2. リサイクル率の目標	32
第9節 行政・市民・事業者の役割	33
第10節 施策の方向	36
第11節 基本計画	38
1. ごみ処理の主体、収集区域、収集運搬	38
2. 分別形態	38
3. 中間処理方法	39
4. 中間処理計画	39
第4章 生活排水処理基本計画	40
第1節 生活排水処理の概要	40
1. 生活排水処理事業の沿革	40
2. し尿等の中間処理施設の概要	40
3. 生活排水処理フロー	42
4. 生活排水処理体系の状況	43
5. 生活排水処理の状況	44
6. し尿・浄化槽汚泥の排出状況	45
第2節 収集運搬の状況	46
第3節 生活排水処理経費	47
第4節 課題の整理	48
第5節 将来予測	49
1. 生活排水処理形態別人口の予測	49
2. 生活排水処理の人口予測	50
3. し尿・浄化槽汚泥量の予測	51
第6節 基本方針	52
1. 基本理念	52
2. 基本方針	53
第7節 達成目標	54
1. 生活排水処理目標	54
第8節 基本方針達成に向けた取り組み	55
第9節 施策の方向	56
第10節 基本計画	57
1. 生活排水処理の主体	57
2. 生活排水関係施設の事業概要	57
3. 生活排水処理区域	58
4. 施設整備計画の概要	58
5. 収集運搬計画	58
6. 中間処理計画	58

第1章 計画の策定と背景

第1節 計画策定の趣旨と背景

1. 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という）第6条第1項の規定により、市町村において、区域内の一般廃棄物（ごみ及び生活排水）処理に関する計画を定める必要があるため、長期的視点に立った、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

また生活排水処理については、水質の維持改善と自然環境の保全・再生を目的として、市内中心部においては公共下水道の整備普及、中心部より郊外においては合併処理浄化槽の普及を推進してきました。

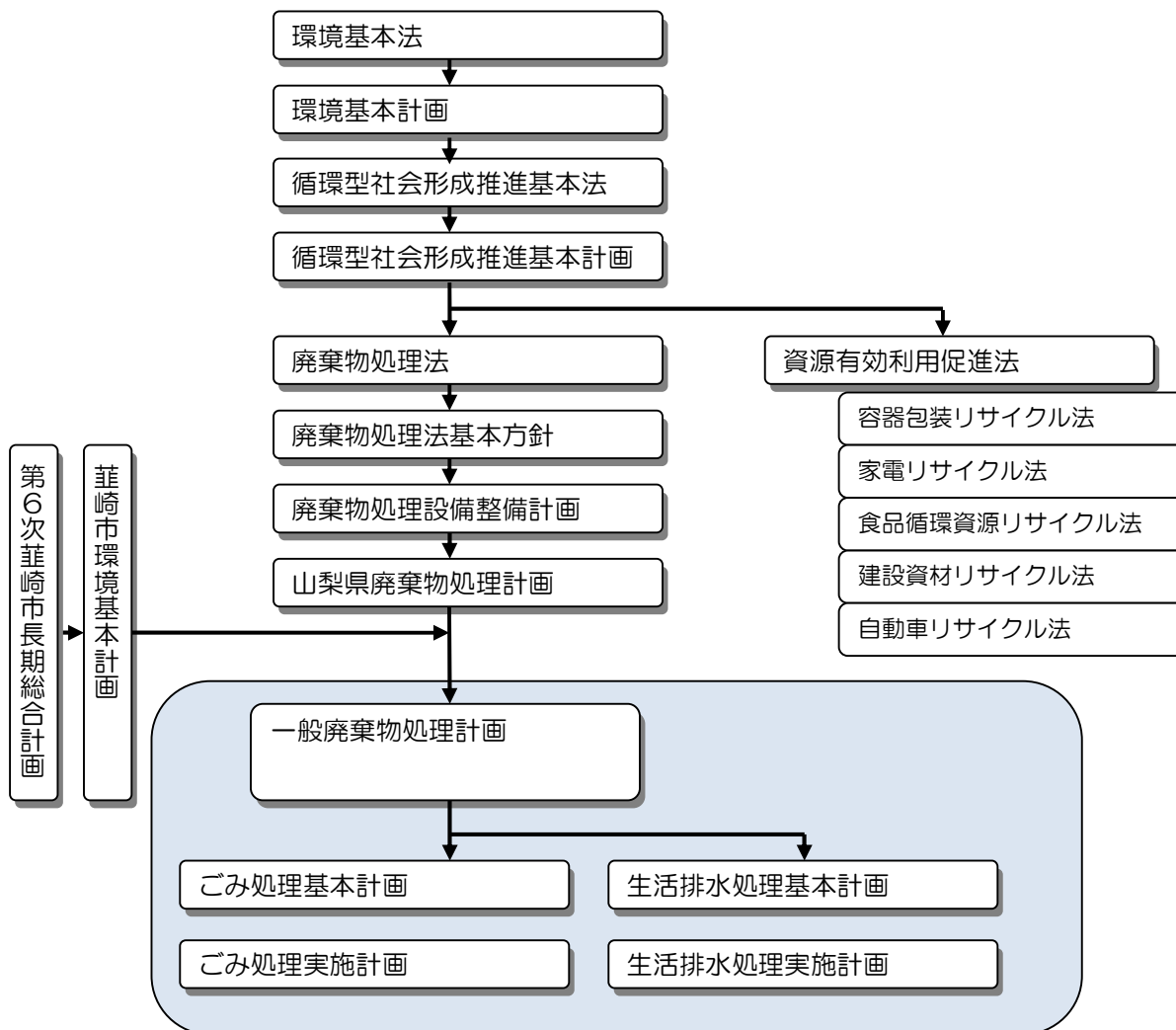
しかし以前までの大量生産、大量消費、処理困難物、有害物等を大量に排出していた社会情勢から、近年は地球温暖化、酸性雨等地球規模での環境問題が大きくなり取り上げられ、環境保全を考えた地域づくりの推進、資源の再利用や環境に配慮した製品の生産などへ変化し、それに伴ってごみ処理行政の在り方やそれを取り巻く環境に大きな転換期を迎えています。

このようなことから、最近のごみ排出量の動向等を踏まえ、現状に即した計画に見直すこととし、循環型社会の実現に向けて、市・市民・事業者が一体となって、一般廃棄物の発生・排出の抑制やリサイクルの促進及び適正な処理を計画的に推進することを目的として、本計画を策定します。

2. 計画策定の位置づけ

「一般廃棄物処理基本計画」は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の処理に関する計画を定めることとされています。本計画は、この法的根拠に基づき策定するものであり、市町村における一般廃棄物処理に関する長期的視点に立った基本方針を明確にし、かつ上位計画である韮崎市長期総合計画で掲げられている、ごみ処理行政分野における計画事項を具体化させるための計画となります。

【計画の位置づけ】



第2節 計画の範囲

1. 計画対象区域

この計画の対象区域は、本市の行政区域内全域とします。

2. 計画の範囲

本計画の範囲は、本市全域から発生する一般廃棄物とします。また、対象となる一般廃棄物（家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物及び生活排水）について、減量化や再生利用に係る具体的な推進方策や目標値を明記するものとします。

3. 計画の目標年度

本計画の計画期間を12年とし、目標年度は平成35年度とします。

なお、第6次韮崎市長期総合計画の見直しと同時に本計画についても見直すことを基本として、社会情勢の変化や諸条件の変動があった場合は必要な見直しを行います。

【計画期間と目標年度】

	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
韮崎市長期総合計画	← 第6次 →								← 第7次 →				
韮崎市環境基本計画	← 第1次 →				← 第2次 →								
一般廃棄物処理計画	策定年度								第2次 中間見直し年度				目標年度

第2章 地域の概要

第1節 地理的、地形的特性

韮崎市は、山梨県の北西部にあって、県都甲府市から北西にほぼ 12 km のところに位置し、東は甲斐市、西及び南は南アルプス市、そして北は北社市に接しております。

市域の東には茅ヶ岳が、西には鳳凰三山や甘利山などが聳えていて、東西二方を山岳に囲まれ、南北の二面が開けた地形になっております。

東、西、北の山岳地帯を源とした無数の大小河川が釜無川と塩川に注いでおり、釜無川及び塩川の流域には沃野が開けていて、これを二分して七里岩が走っています。

地勢は、全体的に山岳、山麓地、丘陵台地などからなっていて、複雑な様相を呈している。地質は、市の東部に堆積物台地、西部及び中央台地に御坂層、花崗岩と大きく分けられています。

市は、東西約 15.5 km、南北約 13 km で、143.73 km² の面積を有しており、県面積の 3.2% にあたります。

【本市の位置】

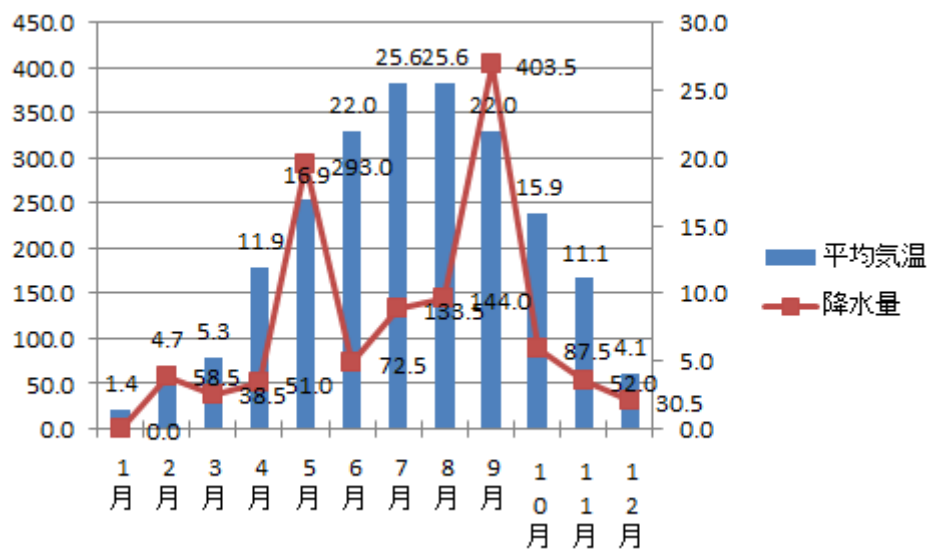


第2節 気候特性

市の気候は、寒暖の差が激しく、季節風の影響が大きい「内陸気候」として特徴づけられています。

平成22年における平均気温は26.6度であり、年間降水量は、1364.5mmで月平均降水量は109.2mmになっております。

【気象概要（平成22年度実績）】



月別	気 温 (°C)			平均湿度 (%)	平均風速 (m/s)	降水量 (mm)
	最高	最低	平均			
1	11.1	△ 8.2	1.4	48.7	3.6	0.0
2	19.7	△ 7.2	4.7	58.9	3.2	58.5
3	19.1	△ 4.5	5.3	51.8	3.5	38.5
4	26.0	△ 0.7	11.9	53.4	3.7	51.0
5	30.1	8.0	16.9	66.1	2.7	293.0
6	36.6	12.1	22.0	75.1	1.9	72.5
7	35.8	15.7	25.6	74.8	1.9	133.5
8	35.6	18.5	25.6	77.7	1.7	144.0
9	32.9	10.3	22.0	89.4	2.2	403.5
10	27.9	4.2	15.9	69.1	2.5	87.5
11	22.9	△ 0.1	11.1	68.0	2.3	52.0
12	16.5	△ 5.8	4.1	58.8	2.9	30.5
年間平均	26.2	3.5	13.9	66.0	2.7	113.7

(市勢ダイジェスト)

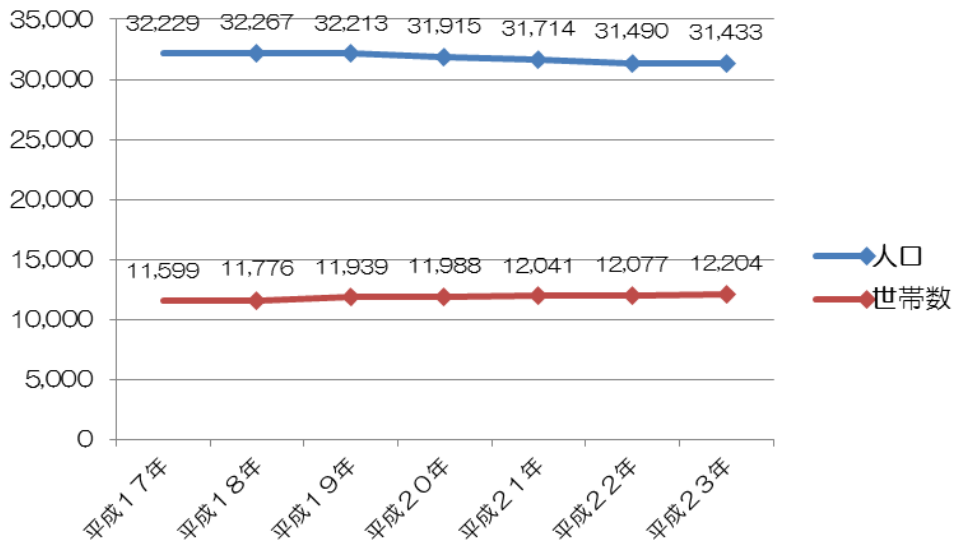
第3節 人口動態・分布

1. 人口及び世帯数の動態

市の人口は、交通体系や産業基盤の整備、都市機能の拡充による定住環境の向上から年々、増加していたが、近年は大型企業の県外移転等により、人口は減少傾向にあります。

平成23年における人口は31,433人であり、世帯数は12,204世帯となっています。経年変化をみると、年々人口は減少し、世帯数は増加しているため、平均世帯人口は減少傾向にあります。

【人口及び世帯数の推移】



(人)

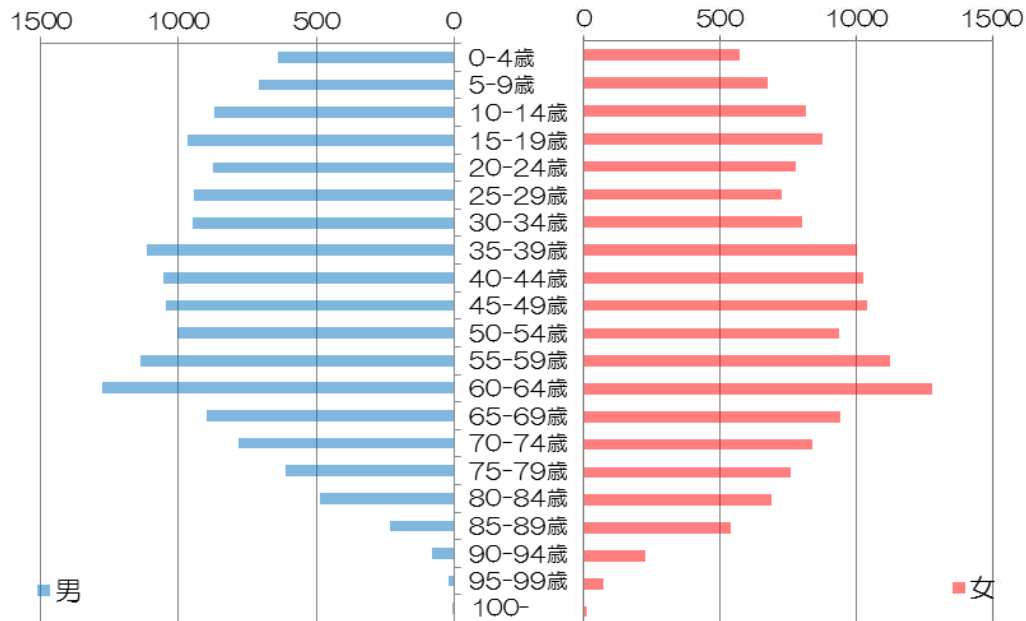
	人口	世帯数	世帯人口
平成17年	32,229	11,599	2.77
平成18年	32,267	11,776	2.74
平成19年	32,213	11,939	2.7
平成20年	31,915	11,988	2.66
平成21年	31,714	12,041	2.63
平成22年	31,490	12,077	2.6
平成23年	31,433	12,204	2.57

(市民課)

2. 人口構造

本市の平成23年における年齢別3区分人口は、年少人口4,286人、生産年齢人口19,954人、老年人口7,193人となっており、老年人口が22.9%、年少人口が13.6%となっており、少子高齢化の傾向が顕著となっております。

【年齢別人口（平成23年4月1日現在）】



(人)

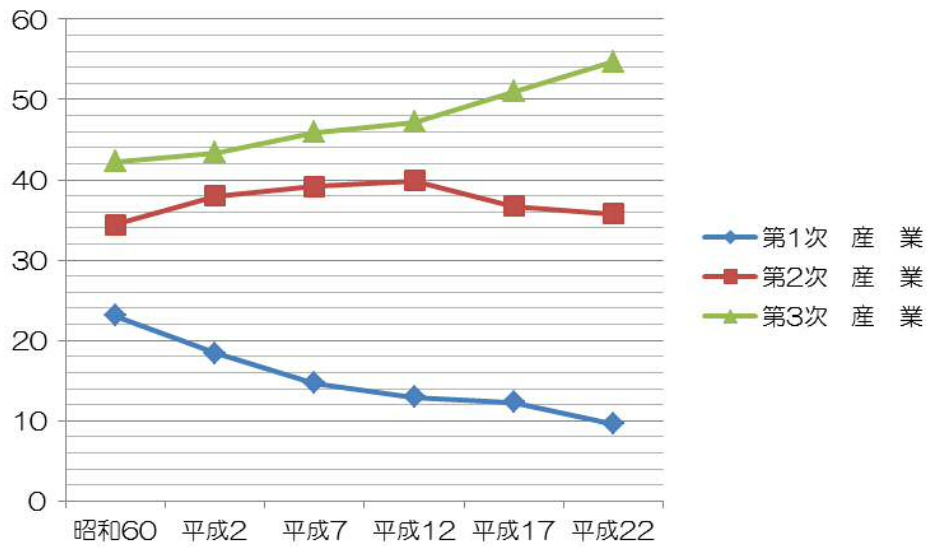
年区分	人口	構成比
0歳～14歳	4,286	13.60%
15歳～64歳	19,954	63.50%
65歳～	7,193	22.90%

(市民課)

第4節 産業の動向把握

本市の産業の動向は、第一産業人口の減少に伴い、第2次及び第3次産業人口の増加傾向が見られる。特に第3次産業については、全国的傾向でもあるが、平成12年以降著しい増加傾向にあることが見られる。

【産業別人口構成比】



(%)

	第1次産業	第2次産業	第3次産業
昭和60年	23.1	34.4	42.3
平成2年	18.4	38.0	43.4
平成7年	14.7	39.2	45.9
平成12年	12.9	39.9	47.2
平成17年	12.3	36.7	51.0
平成22年	9.6	35.8	54.7

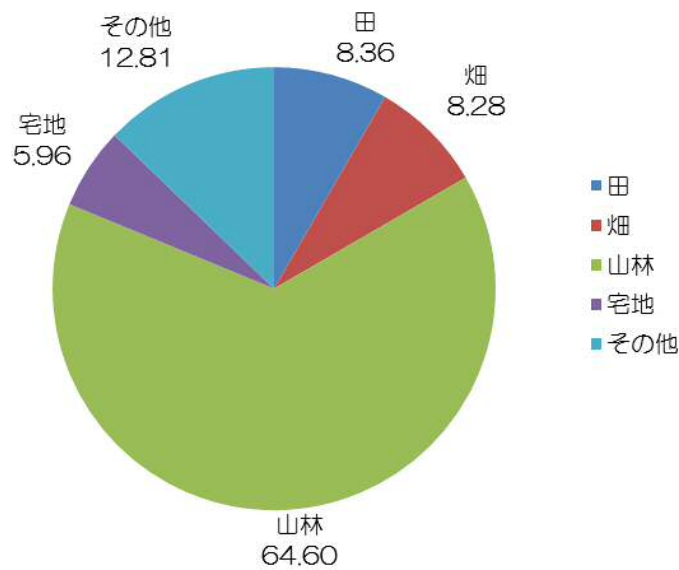
(市勢ダイジェスト)

第5節 土地利用の状況

本市の土地利用状況をみてみますと、約64%の92.85 km²が森林となっており、次いで田畑を含めた農用地が約16%の23.91 km²、宅地が8.56 km²で全体の約6%となっています。

都市計画で定められた用途地域の一部では、地形的な制約もあり、工場と農業などの混在化が見られる等、土地利用のまとまりに欠ける面があります。また、農業などの第一次産業の低迷に伴い、大規模な遊休農地もみられるようになっている。

【地目別土地利用構成比（平成22年度）】



(km²)

	総面積	田	畑	山林	宅地	その他
平成19年	143.73	12.69	12.25	82.95	8.92	26.92
平成20年	143.73	12.08	12.01	90.16	8.5	20.98
平成21年	143.73	12.04	11.94	92.84	8.53	18.38
平成22年	143.73	12.01 (8.36%)	11.9 (8.28%)	92.85 (64.60%)	8.56 (5.96%)	18.41 (12.81%)

(市勢ダイジェスト)

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の概要

1. ごみ処理事業の沿革

本市は、北杜市及び甲斐市の一部（双葉地区、敷島地区）との3市で構成する峡北広域行政事務組合に属し、広域処理を行っております。

年月日	内容
昭和32年	三輪自動車で葦崎の町だけ集める
昭和33年	釜無川原にごみ処理場を建設
昭和34年	上記処理場が台風で流される
昭和35年	塩川の穂坂橋際に焼却炉を建設
昭和47年3月	葦崎市外十町村環境衛生組合設立
昭和45年4月	ごみ処理施設建設
昭和48年	もえないごみ処理施設建設
昭和57年4月	峡北広域行政事務組合設立 焼却施設（機械化バッチ式焼却炉(50t/8h)）竣工
昭和58年3月	不燃ごみ処理施設(30t/5h)竣工
平成4年4月	資源ごみ（新聞紙、ダンボール、雑誌、コピー用紙等）分別収集 コンポスト（生ごみ処理容器）購入費補助金交付制度開始
平成8年4月	生ごみ処理機購入費補助金交付制度開始
平成15年3月	現：可燃処理施設（キルン式ガス化溶融炉2炉(80t/24h)）竣工
平成18年3月	現：不燃処理施設（横型高速回転式破砕機(15t/5h)）竣工

2. ごみの中間処理施設の概要

ごみの中間処理は峡北広域行政事務組合の峡北広域衛生センターにて行っており、組合で管理運営を行っております。中間処理施設、方法等については、下記のとおりです。

《施設所在地等》

施設所在地	韮崎市龍岡町下條南割 1895 番地
全体敷地面積	28,853 m ²

《焼却施設（可燃ごみ）》

焼却施設	施設名称	峡北広域環境衛生センター ごみ熱分解・焼却溶融施設
	建築面積	5,602 m ²
	処理方法	キルン式ガス化溶融炉
	処理能力	160 t/日
	受入・供給施設	ピットアンドクレーン方式
	燃焼方式	熱分解ガス化溶融施設 全連続式（24 時間運転）
	燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラー及び水噴射ガス霊薬式減温塔
	排ガス処理施設	除塵用及び脱塩用バグフィルタ
	余熱利用設備	廃熱ボイラー
	通風設備	平衡通風方式
	灰出し設備	脱塩残渣処理施設
	発電設備	発電出力 1,500kW
	排水処理設備	炉内噴霧高温酸化処理、ろ過旧脚及び塩類除去 等

《焼却以外の処理施設（不燃ごみ）》

リサイクルプラザ	施設名称	峡北広域環境衛生センター リサイクルプラザ
	建築面積	1,170 m ²
	破碎機形式	横型高速回転式破碎機
	処理能力	15 t /5h
	受入・供給施設	エプロンコンベア式
	選別設備	機械選別・手選別
	搬送設備	ベルトコンベア
	集塵設備	バグフィルタ、サイクロン、排風機、脱臭装置
	貯留・排出設備	圧縮成型方式、貯留場
	選別種類	4種（鉄、アルミ、可燃、不燃）

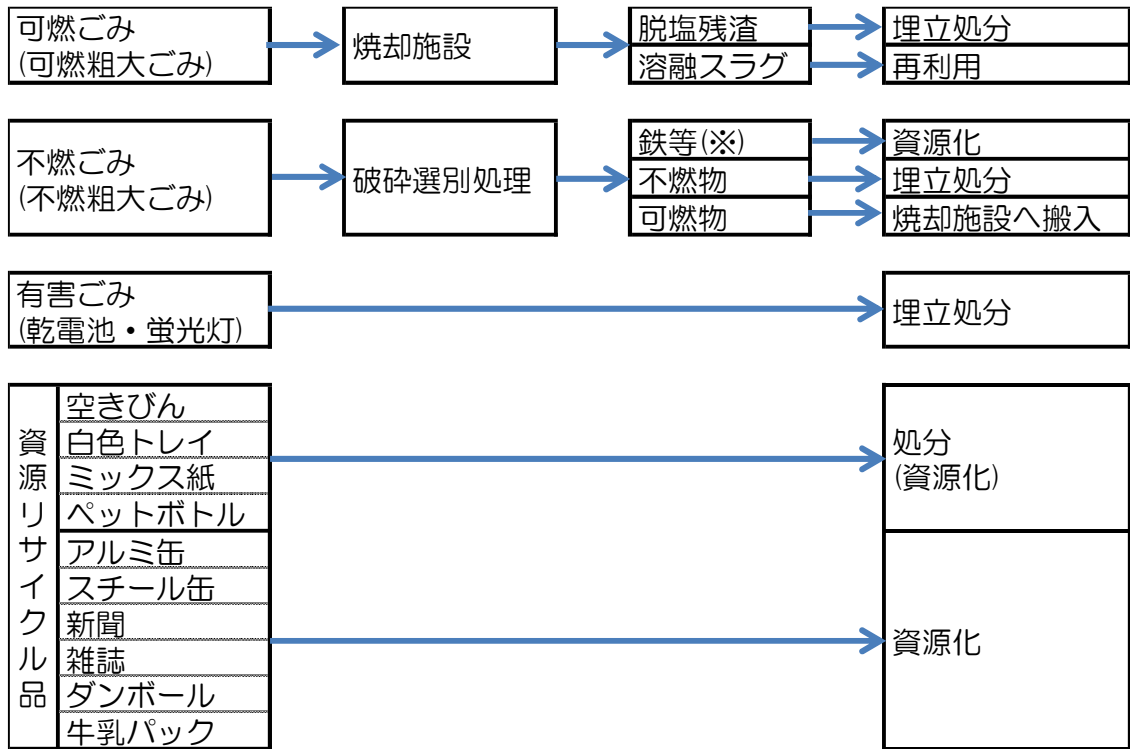
3. ごみ処理状況

本市のごみ処理状況を下記に示します。本市のごみの種類は、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、資源リサイクル品に大別され、可燃ごみ及び不燃ごみについては、峡北広域環境衛生センターにて中間処理を行い、残渣については埋立処分を行っています。

また不燃ごみについては、同センター内のリサイクルプラザにて鉄等、不燃物、可燃物に分別処理され、それぞれ資源化または埋立処分を行っています。

有害ごみについては直接、埋立処分を行い、資源リサイクル品のうち、空きびん等については、処分後、資源化され、アルミ缶等については再生処理を行い資源化していません。

【ごみ処理フロー】



※ 鉄等とは、鉄、アルミ及び銅

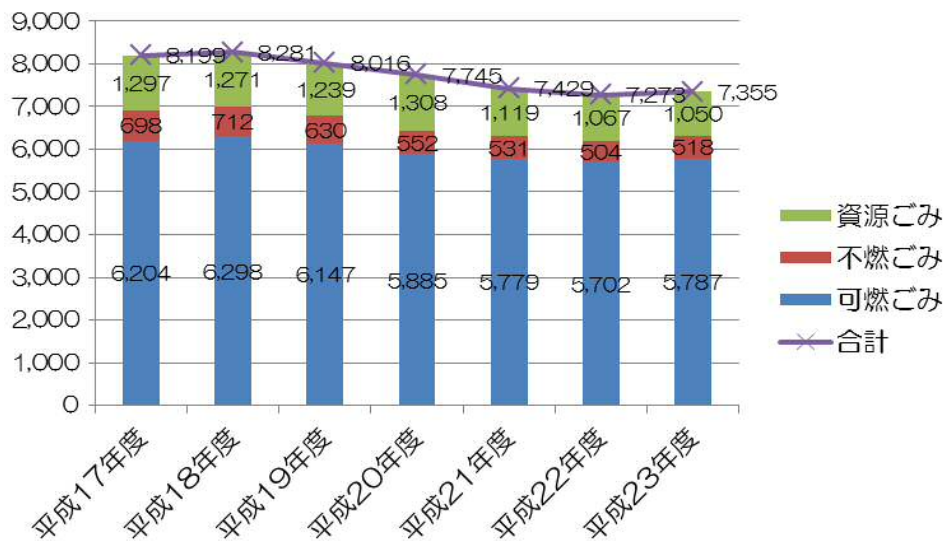
4. ごみ排出量の実績

〈A〉生活系ごみ

本市における生活系廃棄物の収集を行った過去7年間のごみの種類別排出実績を下記に示します。ごみの処理量については、年度により変動がありますが、処理量の多かった平成18年度と平成23年度を比較すると全体の処理量が926 t 減少しています。

それぞれの内訳を見ても減少していますが、資源ごみが平成17年度と平成23年度を比較し、257 t 減少しています。

【生活系ごみ排出量実績】



(t)

	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	合計
平成17年度	6,204	698	1,297	8,199
平成18年度	6,298	712	1,271	8,281
平成19年度	6,147	630	1,239	8,016
平成20年度	5,885	552	1,308	7,745
平成21年度	5,779	531	1,119	7,429
平成22年度	5,702	504	1,067	7,273
平成23年度	5,787	518	1,050	7,355

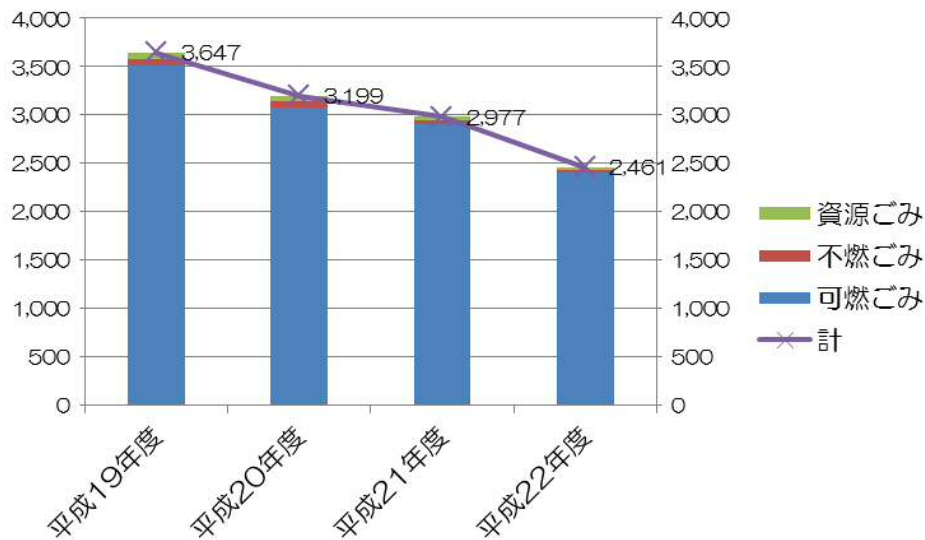
(市民課)

〈B〉事業系ごみ

本市における事業により排出されたごみの実績を下記に示します。事業系ごみのうち、峡北広域環境衛生センターへ搬入された可燃・不燃ごみ、資源ごみについては収集運搬業者より報告のあった排出量になります。

排出量は減少しておりますが、市内の大型企業の撤退からそれに伴う下請け業者等の減少により全体の排出量が減少していると考えられます。

【事業系ごみ排出量】



(t)

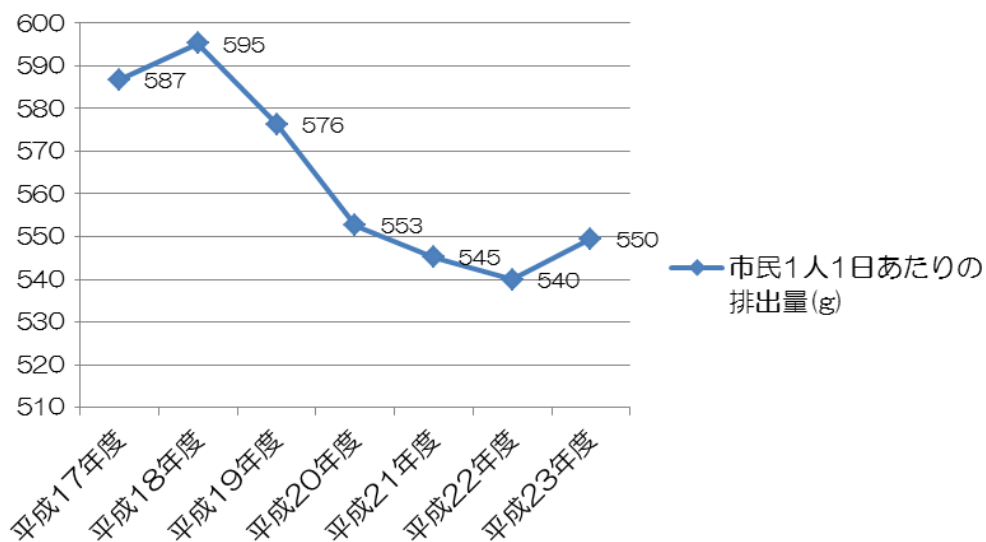
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	計
平成 19 年度	3,513	63	71	3,647
平成 20 年度	3,078	70	51	3,199
平成 21 年度	2,898	39	40	2,977
平成 22 年度	2,401	30	30	2,461

(市民課)

5. 1人1日あたりのごみ排出量の実績

本市における生活系廃棄物の収集を行った排出量の一人一日あたりごみ排出量の過去7年間の実績を以下に示します。ごみ排出量の実績は、平成18年度をピークに減少しておりますが、平成23年度の実績が前年度を上回る結果となっております。

【生活系ごみ1人1日あたりのごみ排出量】



	区域内人口 (人)	ごみ排出量計 (t)	市民1人1日あたりの 排出量(g)
平成17年度	32,229	6,902	587
平成18年度	32,267	7,010	595
平成19年度	32,213	6,777	576
平成20年度	31,915	6,437	553
平成21年度	31,714	6,310	545
平成22年度	31,490	6,206	540
平成23年度	31,433	6,305	550

(市民課)

第2節 ごみの排出抑制、資源化の状況

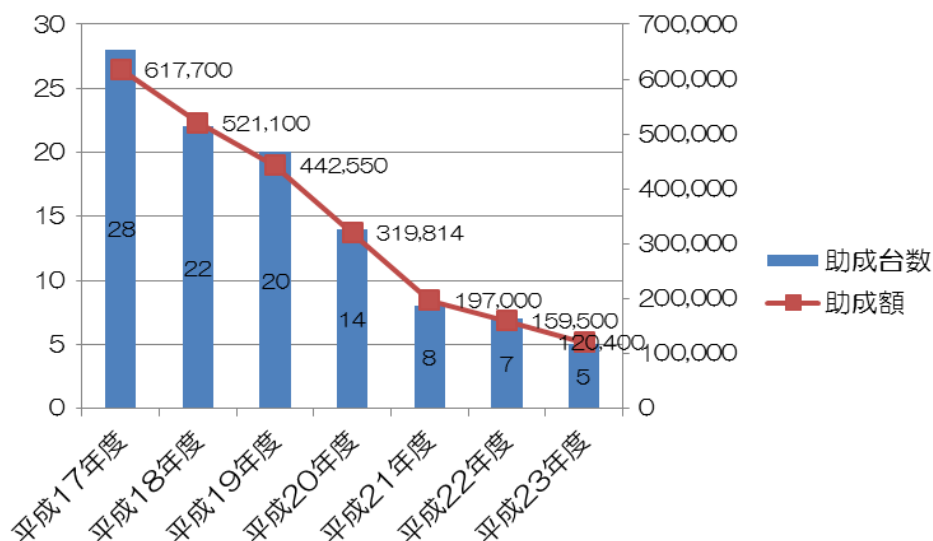
1. ごみの排出抑制に向けた取り組み状況

(1) 韮崎市生ごみ処理機購入補助金交付制度

本市では、平成8年度より一般家庭から排出される廃棄物を排出者自らが処理し、ごみの減量化を図ることを目的に、家庭用生ごみ処理機の購入に際し、購入価格の2分の1以内、1基につき25,000円を上限に購入金額の補助を行っています。

実績を経年でみると、年々、助成台数及び助成額ともに減少しており、平成23年度は、平成17年度と比較して約20%となり、最低となっています。

【生ごみ処理機購入補助金交付実績】



	助成数(台)	助成額(円)
平成17年度	28	617,700
平成18年度	22	521,100
平成19年度	20	442,550
平成20年度	14	319,814
平成21年度	8	197,000
平成22年度	7	159,500
平成23年度	5	120,400

(市民課)

2. 資源化の取り組み状況

(1) 資源化の実績

本市の過去 7 年間の資源化の実績を以下に示します。チラシについては、平成 20 年度以降、新聞と一緒に回収しており、布については、平成 20 年度より市による回収をやめております。平成 20 年度までは年々、回収量が増加していましたが、平成 21 年度以降、年々減少傾向にあります。

【資源物収集品目別実績】

(t)

	新聞	雑誌	ダンボール	牛乳パック	チラシ	ミックス紙	布
平成 17 年度	379	350	156	5	273	4	4
平成 18 年度	369	328	163	5	283	1	3
平成 19 年度	361	311	160	4	280	0	2
平成 20 年度	554	325	276	4		17	
平成 21 年度	558	268	149	4		28	
平成 22 年度	523	251	152	4		30	
平成 23 年度	489	249	159	4		39	

	ガラス瓶	ペットボトル	アルミ缶	スチール缶	白色トレイ	合計
平成 17 年度	70	28	7	20	2	1,297
平成 18 年度	66	27	6	18	2	1,271
平成 19 年度	67	28	6	17	2	1,239
平成 20 年度	66	24	6	16	19	1,308
平成 21 年度	65	22	5	16	2	1,119
平成 22 年度	63	23	5	15	2	1,067
平成 23 年度	65	22	5	16	2	1,050

(市民課)

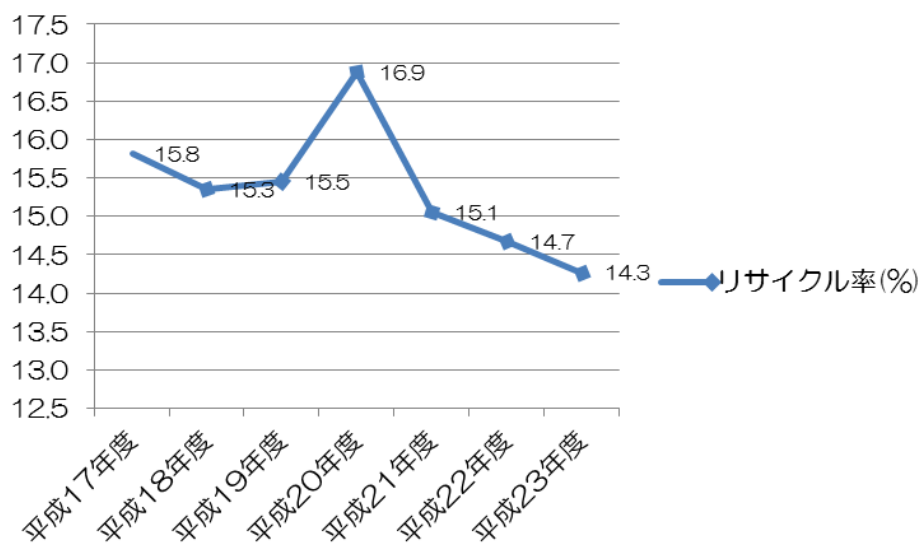
(2) リサイクル率

〈A〉生活系ごみ

本市の過去7年間のリサイクル率の実績を以下に示します。平成20年度の16.9%が近年で最も高いリサイクル率になっておりますが、平成21年度以降、年々、減少傾向にあります。

(リサイクル率=資源ごみ排出量(t)/総排出量×100)

【生活系ごみリサイクル率】



	資源ごみ(t)	ごみ総排出量(t)	リサイクル率(%)
平成17年度	1,297	8,199	15.8
平成18年度	1,271	8,281	15.3
平成19年度	1,239	8,016	15.5
平成20年度	1,308	7,745	16.9
平成21年度	1,119	7,429	15.1
平成22年度	1,067	7,273	14.7
平成23年度	1,050	7,355	14.3

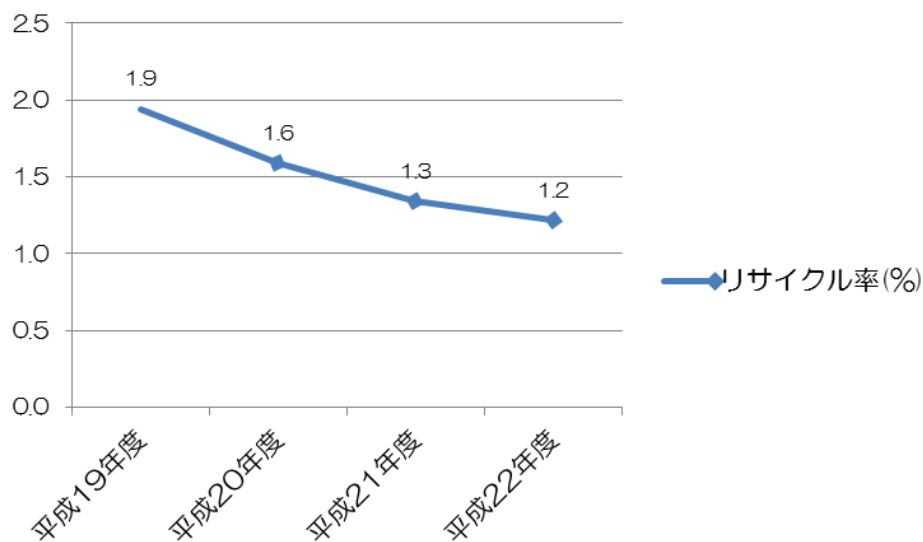
(市民課)

〈B〉事業系ごみ

本市の過去4年間のリサイクル率の実績を以下に示します。平成19年度以降、年々、減少傾向にあります。

(リサイクル率=資源ごみ排出量(t)/総排出量×100)

【事業系ごみリサイクル率】



	資源ごみ(t)	ごみ総排出量(t)	リサイクル率(%)
平成19年度	71	3,647	1.9
平成20年度	51	3,199	1.6
平成21年度	40	2,977	1.3
平成22年度	30	2,461	1.2

(市民課)

第3節 収集・運搬体制

市における生活系ごみの収集対象物及び収集・運搬状況は以下の通りです。

		排出容器等	収集方法	収集頻度	収集体制	
可燃ごみ		市指定袋	ステーション回収	週2回	委託 ・自己搬入	
不燃ごみ		市指定袋		月2回		
粗大ごみ		そのまま		年6回		
資源ごみ	ビン類	無色	コンテナ	ステーション回収-① 拠点回収-②	委託	
		茶色				
		その他				
	缶類	アルミ缶	網袋			
		スチール缶				
	ペットボトル		網袋			①：月1回 ②：毎週土曜日
	白色トレイ					
	紙類	新聞チラシ	紐でまとめる			
		雑誌				
		ダンボール				
ミックス紙						
牛乳パック						
有害ごみ	蛍光灯		コンテナ	①：年2回 ②：年2月のみ 毎週土曜日		
	乾電池					
	水銀含有物					
家電ごみ	家電4品目	そのまま	小売店・許可業者引取-③ 市指定許可業者引取-④	③：随時 ④：年2回	許可	

また収集品目ごとの主な内容については下記に示します。

区分		主なもの	
可燃ごみ		生ごみ、紙くず類、繊維類、布類、紙おむつ 他	
不燃ごみ		金属類、ガラス類、刃物等、陶磁器、電球 他	
粗大ごみ		布団、自転車、家具、家電リサイクル品以外の家電製品 他	
資源ごみ	ビン類	無色	飲料用などのビン類 (汚れが落ちないものは不燃ごみ)
		茶色	
		その他	
	缶類	アルミ缶	ジュース及びビール等の飲料用缶類
		スチール缶	
	ペットボトル		
	白色トレイ		食品トレイ (汚れが落ちないものは可燃ごみ)
	紙類	新聞チラシ	新聞、チラシ、本、雑誌、ダンボール、牛乳パック、 封筒やティッシュの箱などのミックス紙 (汚れがおちないものは可燃ごみ)
		雑誌	
		ダンボール	
ミックス紙			
牛乳パック			
有害ごみ	蛍光灯		乾電池、蛍光灯、鏡や水銀体温計などの水銀含有物
	乾電池		
	水銀含有物		
家電ごみ	家電 4 品目		テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン
市では収集しないもの		パソコン類、業により排出されたもの (建築廃材等)	

〈A〉生活系ごみ

本市における生活系ごみの収集対象物及び収集・運搬状況は以下の通りです。可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみのステーションについては、市内 364 箇所にて収集しています。

また、資源ごみまたは有害ごみのステーションは各地区ごと 109 箇所あり、拠点回収の会場は、市役所庁舎裏駐車場、フジモール駐車場及び龍岡公民館の 3 箇所があります。

家電ごみについては、小売店及び指定引取所へ持ち込みによる方法または、市指定の許可業者による年 2 回の回収をおこなっています。

〈B〉事業系ごみ

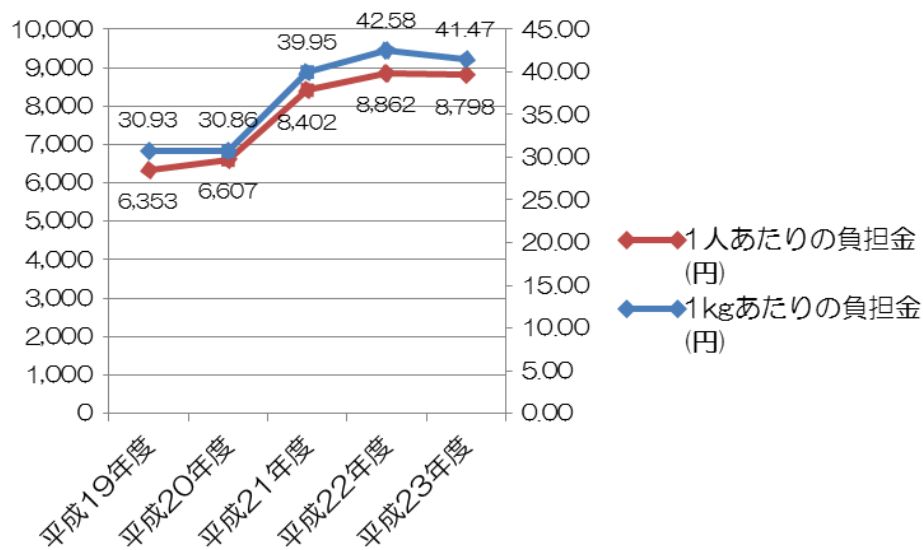
本市における事業系ごみの収集については、市が収集していないため、事業者が直接、市の許可業者へ収集委託している場合が多く、排出量が少ない自営業等については、直接、峡北広域環境衛生センターへ持ち込んでいます。

第4節 ごみ処理経費の実績

本市の過去5年間の生活系ごみ処理に係る経費を以下に示します。ごみ処理経費は、ステーションから峡北広域環境衛生センターまでの収集運搬費、峡北広域環境衛生センターへの運営費、建設費、民生費の負担金（建設費負担金のうち、起債償還額分を除く）の計になります。

平成21年度から負担金が増加しているのは、現行の処理施設の保証期間が切れ、修理等の運営費が増加しているためです。

【ごみ処理経費実績】



	負担金計(千円)	ごみ搬入量(kg)	人口(人)	1kgあたりの負担金(円)	1人あたりの負担金(円)
平成19年度	204,642	6,616,000	32,213	30.93	6,353
平成20年度	210,861	6,832,550	31,915	30.86	6,607
平成21年度	266,448	6,670,170	31,714	39.95	8,402
平成22年度	279,059	6,553,640	31,490	42.58	8,862
平成23年度	276,544	6,668,170	31,433	41.47	8,798

(市民課)

第5節 課題の整理

1. 排出抑制

本市における生活系ごみの1人1日あたりの排出量については、年度ごとにばらつきがあり、横ばいの状況が続いています。

2. 資源化に向けた取り組み

本市における生活系ごみの収集方法については、平成23年度末で資源リサイクルステーション設置数は109箇所あり、月1度回収しており、拠点での会場は、市役所庁舎裏駐車場を含む3箇所毎週行っている。

また、排出量については、人口の減少に伴い、排出量も減少しているが、リサイクル率でみると、資源ごみの排出割合は、年々減少しており、資源化に向けた取り組みの強化が求められる。

また事業系のごみについては、独自に事業者が契約していることもあり、実情に沿ったものではないと考えられるため、実績の把握が必要である。

3. 収集運搬

本市における生活系ごみについては、排出先となるステーションを地区で管理を行っているが、地区によってステーションの管理が徹底されていない箇所があるなどステーションごとの管理等環境衛生指導員等の講習を通じ、周知徹底を図る必要があります。

4. 中間処理

現在、峡北広域環境衛生センターにて処理を行っているが、耐久年数や土地使用年数の期間が迫っており、処理経費が年々増加していることから、ごみの発生抑制を推進し、峡北広域環境衛生センターの処理経費の削減に努める必要があります。

第6節 将来予測

1. 人口の予測

住民基本台帳の数値を用いたコーホート変化率法により本市の将来人口を推計すると下記に示します。

【人口の予測】



(人)

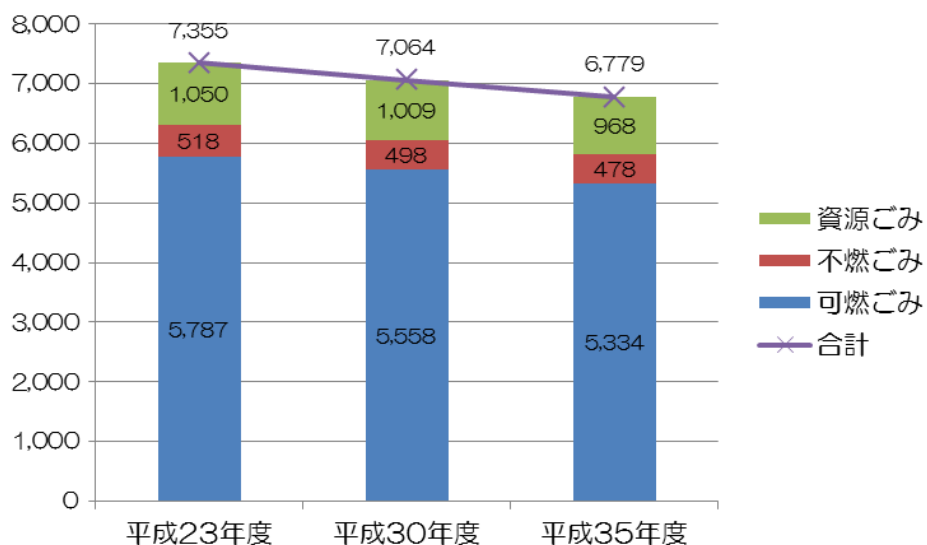
	0-14歳	15-64歳	65歳以上	予測人口
平成20年	4,818	20,824	6,987	32,629
平成25年	4,236	19,853	7,418	31,507
平成30年	3,742	18,630	7,816	30,188
平成35年	3,204	17,533	8,231	28,968

(平成25・30年：長期総合計画、平成35年市民課予測)

2. 将来のごみ量

本市における生活系ごみの将来量については、人口減少が考えられることから、可燃、不燃ごみの総量についても減少していくものと推測される。資源ごみについては、平成21年度以降リサイクル率が年々低下していることから今後、資源ごみについても減少行くものと考えられる。

【生活系ごみの排出量予測】



(t)

	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	合計
平成23年度	5,787	518	1,050	7,355
平成30年度	5,558	498	1,009	7,064
平成35年度	5,334	478	968	6,779

(市民課推測)

第7節 基本方針

1. 基本理念

本市の廃棄物に関する課題に対応するため、市指定ごみ袋の採用及び生ごみ処理機購入費助成による廃棄物の排出抑制、ごみの分別収集によるリサイクルの推進をはじめとする資源循環型社会の構築に向けた各施策を推進してきました。

近年は、社会・経済情勢の変化に伴い「大量生産・大量消費・大量廃棄」の社会から「3R運動」の普及によりごみ減量や資源を有効に活用する取り組みが注目され、ごみを出さないライフスタイルへの変化から、排出されるごみの内容も変化してきております。また、中間処理施設の峡北広域環境衛生センターの使用期限や施設の耐用年数を考慮し、今後、適正なごみ処理方法やごみの収集体制の検討がなお一層重要な課題となります。

そのためには、国や県、関係機関や峡北行政事務組合を構成する北杜市、甲斐市との施策や事業の連携を図るなかで、市・市民・事業者がそれぞれの役割と責任を果たすべく三位一体となり、生活の中で流通・消費・廃棄の一元的な流れを見直し、ごみの発生・排出抑制ならびに資源化に向けたリサイクルを推進し、循環型社会の形成を目指します。

市民・事業者との協働による循環型社会の構築

2. 基本方針

基本理念を実現するため、以下の基本方針を定めます。

基本方針① ごみの発生、排出抑制に向けた取り組みの推進

市民・事業者のそれぞれにおいて、購入（生産）から消費（販売）、廃棄の経済活動を見直すことを含め、それぞれのポイントでのごみの発生抑制と排出抑制を推進していきます。

基本方針② 資源化・リサイクルの推進

生活及び事業を行っていく上でごみとして排出しているものを継続して無理なく分別できる資源化、リサイクルを推進します。

基本方針③ 環境教育の推進

市民・事業者・行政が三位一体となり、それぞれの役割を果たすために施策や事業への積極的な参加や意識向上に向けた体制の整備を推進します。

第8節 達成目標

1. ごみ減量目標

ごみの排出抑制に関連する国の方針では、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成22年12月）において、一般廃棄物の減量化の目標が示されており、平成19年度を基準年度として、平成27年度までに約5%、平成9年度を基準に約9%の削減することを目標としています。

また、県の方針としては、第2次山梨県廃棄物総合計画（平成23年8月）において、生活系ごみの排出量について、平成19年度を基準に、平成27年度までに約14%削減を目標としています。

本市における現在本市の生活系ごみの平成23年度の1人1日あたりのごみ排出量は550g/人・日であり、平成30年度までに平成23年度実績値から約5%の削減を目指し、522g/人・日に削減することとし、計画の目標年度である平成35年度までには約10%の削減を目指し、495g/人・日に削減することを目標とします。

なお、事業系ごみについては、把握しきれていない部分が多いため、情報収集に努め、年々減少していますが、平成35年度までに1事業所当たり10%の削減を目標とします。

目標値：1人1日あたりのごみ排出量

平成30年度までに522g/人・日

平成35年度までに495g/人・日

2. リサイクル率の目標

リサイクル率に関連する国の方針では、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 22 年 12 月）において、平成 27 年度までに約 25%に向上させることを目標としています。

また、県の方針としては、第 2 次山梨県廃棄物総合処理計画（平成 23 年 8 月）において、平成 20 年度の 18.5%を基準に、平成 27 年度までに 25%に向上させることを目標としています。

現在本市の平成 23 年度の生活系ごみのリサイクル率は 14.3%であり、平成 20 年度の 16.9%から年々減少しており、目標達成に向けた施策の推進が急務となります。国及び県の目標数値達成に向け、平成 35 年度に 25%以上に向上させることを目標とし、中間年度の平成 30 年度 20%以上に向上させることとします。

なお、事業系ごみについては、把握しきれていない部分が多いため、情報収集に努め、平成 23 年度の 1.2%を基準に、平成 35 年度までに 5%へ向上させることを目標とします。

目標値：生活系ごみのリサイクル率

平成 30 年度までに 20%以上

平成 35 年度までに 25%以上

第9節 行政・市民・事業者の役割

基本方針① ごみの発生、排出抑制に向けた取り組みの推進

《行政》

- 事業者としてのごみの発生、排出抑制
 - ・庁舎を含め行政が使用する備品等のグリーン購入を推進
 - ・庁舎全体で積極的に不要品を利活用
- 減量化の啓発
 - ・ごみ収集日程表や広報、ホームページ等で生ごみの水切りを推進
 - ・生ごみ処理機購入補助金制度を周知
 - ・買い物時のマイバック等の持参を周知
- 適正処理に向けた取り組み
 - ・収集、運搬、処理業者への適正な許認可の徹底
- ごみの発生、排出抑制に向けた調査、研究
 - ・排出抑制に向けたごみ処理有料化の調査、研究
 - ・不法投棄防止に向けた対策の研究

《市民》

- ごみの減量化の促進
 - ・生ごみの水切りの徹底
 - ・最後まで使い切る、不要なものを購入しないなどライフスタイルの見直し
 - ・外出時のマイボトル、マイ箸の持参
 - ・詰替えが可能な商品やエコマーク商品の優先的な購入
 - ・生ごみ処理機の購入促進
- 簡易包装に対する取り組み
 - ・過剰な包装や不要な包装の商品を購入しない
 - ・マイバック等を持参し、レジ袋や過剰包装の削減
- 適正処理に向けた取り組み
 - ・ごみステーションの管理徹底
 - ・不法投棄の防止に向けた監視、通報等の協力体制の確立

《事業者》

- 事業者のごみの発生、排出抑制の推進
 - ・食品廃棄物の排出抑制
 - ・他事業者と連携した不要品の利活用の推進
 - ・生産工程を見直し、廃棄部分の少ない生産工程、製品への改善
- 簡易包装の推進
 - ・簡易包装及び最小限の包装資材利用の推進
- 再生可能商品の開発
 - ・詰替え商品やエコマーク商品等の商品開発

基本方針② 資源化・リサイクルの推進

《行政》

- 事業者としての資源化・リサイクルの推進
 - ・イベント等でリユース食器の積極的な活用
 - ・庁舎内から排出されるごみの分別徹底
 - ・物品等購入の際、再生品の購入促進
- 資源化・リサイクル推進の啓発
 - ・市民、事業者のリサイクル向上に向け広報、ホームページ等による周知
- リサイクル推進に向けた調査、
 - ・資源ごみの品目拡大に向けた調査、研究
 - ・常設型資源物回収所の設置に向けた検討

《市民》

- 商品購入時の取り組み
 - ・ごみの分別を意識した商品の購入へライフスタイルの見直し
 - ・リサイクルに適した商品の積極的な購入
- 再使用、再利用の促進
 - ・不要品のフリーマーケット等を活用した利活用の推進
- リサイクルに向けた取り組み
 - ・生ごみの堆肥化に向けた生ごみ処理機の購入検討
 - ・資源物の分別を徹底

《事業者》

- 事業者のリサイクル推進
 - ・エコマーク商品の積極的な利用
 - ・資源物をリサイクルへ出すための生産活動の見直し
- 再使用、再利用の促進
 - ・利用可能な資材等の積極的な利活用
- 使用済みの販売品の自主回収の取組
 - ・販売商品の自主回収の促進

基本方針③ 環境教育の推進

《行政》

- 各施設の見学などごみに対する意識向上に向け環境教育の開催
- 各種イベント等でのごみ減量へ向けた周知機会の増加
- 転入者へのごみの分別方法などの指導徹底

《市民》

- 学校と連携した環境学習の機会の増加
- 地区の集会等で環境に対する出前講座の積極的な活用
- 各地区で管理するステーションへ排出されるごみの指導

《事業者》

- ごみの処理方法など近隣地域への処理工程の公開
- 社員等へのごみの分別などを教育する場の増加
- ISO14001 等の環境マネジメントシステムの導入検討

第 10 節 施策の方向

1. ごみ処理有料化への検討

ごみ処理の有料化は、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進め、ごみの排出抑制や再生利用の促進に一定の効果があるものとしており、それに伴い、適正な分別収集区分の見直しや資源ごみの回収への助成等を実施することも有効と考えられます。

県外においては、導入している市町村が多く、有料化に伴いごみの集団回収から戸別回収へと切り替えを行い、ごみの分別及びリサイクルへの意識向上が図られた実績があります。

よって、本市においても導入に向けた調査、研究を行います。

2. バイオマスを用いた再生資源としての利用に向けた検討

《生ごみ》

現在、本市の生ごみについては多くは可燃ごみとして処理しており、一部で生ごみ処理機等を購入し、堆肥化している現状であります。

現行のごみ処理施設における処理工程の熱分解ドラムにて処理する際、生ごみ等の水分が多いごみについては、重油等による補助燃料を大量に使用する必要があり、効率的な処理が行えません。

市においても、広報及びホームページ等を通じて、しっかり水切りすることを周知しておりますが、今後、さらなる強化を図ります。

また家庭用生ごみ処理機のご購入助成についても普及促進を図る中で、市全域での生ごみの収集を念頭に今後、バイオマスを用いた堆肥化など生ごみを資源として捉え、処理方法について調査、研究を行います。

《廃油》

廃油についても、現在、回収していないため、民間の事業所等と連携し、廃油の回収について、回収後の利用先等を含め、調査、研究を行います。

3. 資源リサイクル品目、収集方法の再検討

本市において葦崎市分別収集計画（平成 22 年度）を策定し、計画により現在、12 種類のリサイクル品目を収集しています。

県内の他市の状況を見ますと、剪定枝の収集や古着の回収、プラスチック製品容器包装類等を収集している市町村があります。

また収集方法についても、本市はステーションまたは拠点での回収のみを行っていますが、他市では 24 時間の排出可能な常設型資源物収集所の設置等を行っています。

無理なくリサイクルできる環境整備を研究し、リサイクル品目の増加や収集方法についても検討を行います。

4. 不法投棄パトロールの対策強化

市内の不法投棄については、各地区の環境衛生指導員や不法投棄防止監視協力員、市の不法投棄パトロール事業と連携して監視を行っています。

家電リサイクル法の施行により、テレビや洗濯機の不法投棄が増加しました。現在は減少傾向にありますが、スプリングの入ったソファ、タイヤなどは、処理困難物として、個人が直接、有料で処分する形態をとっているため、不法投棄されやすく、未だなくなることはありません。

また重点パトロール地域を設定し、不法投棄パトロールの強化を進め、私有地の管理徹底を周知し、地域との連携を深め、早期発見及び投棄者の厳正な注意等を行い環境の維持、保全を図ります。

5. 大規模災害時の対策

災害により発生した廃棄物については、「韮崎市地域防災計画」第1部第2章「発災後の応急対策計画」の第21節廃棄物処理対策において、「災害地から排出されたごみ、し尿、災害廃棄物（がれき）等の廃棄物を適正に処理し、災害地の環境衛生の保全と早期復興を図る。」のもと、処理については、「市長が行うが、被害甚大で市で処理不可能の場合は、中北林務環境事務所に連絡し、他市町村、応援団体又は県の応援を求めて実施する」と定められていることから、被災地域の安全と公衆衛生を確保しながら適切かつ円滑な処理に努めるものとします。

また、峡北広域行政事務組合及び収集運搬業者等との連携を密にし、発生後の迅速な対応ができる体制づくりを行います。

第11節 基本計画

1. ごみ処理の主体、収集区域、収集運搬

ごみの収集運搬から中間処理、最終処分までの各段階における処理主体を示します。本市における収集区域については、行政区域内とします。

また、収集については、現状と同様とし、家庭系一般廃棄物は、市が主体となり収集し、事業系一般廃棄物は、排出者自身において直接搬入又は許可を受けた収集運搬業者に委託するものとします。

区分		収集運搬	中間処理	最終処分 資源化
家庭系	可燃ごみ 不燃ごみ	業者委託	組合	組合との 業者委託
	資源ごみ	業者委託	業者委託	資源回収業者
	有害ごみ	業者委託		業者委託
事業系	可燃ごみ 不燃ごみ	業者委託 又は自己	組合	組合との 業者委託
	資源ごみ	業者委託	業者委託	資源回収業者

2. 分別形態

本市における分別区分については、現状と同様にしますが、品目の追加等を視野に入れ、分別区分の見直しを検討していきます。

区分		主なもの	
可燃ごみ		生ごみ、紙くず類、繊維類、布類、紙おむつ 他	
不燃ごみ		金属類、ガラス類、刃物等、陶磁器、電球 他	
粗大ごみ		布団、自転車、家具、家電リサイクル品以外の家電製品 他	
資源ごみ	ビン類	無色	飲料用などのビン類 (汚れが落ちないものは不燃ごみ)
		茶色	
		その他	
	缶類	アルミ缶	ジュース及びビール等の飲料用缶類
		スチール缶	
	ペットボトル		食品トレイ (汚れが落ちないものは可燃ごみ)
白色トレイ			
紙類	新聞チラシ	新聞、チラシ、本、雑誌、ダンボール、牛乳パック、 封筒やティッシュの箱などのミックス紙 (汚れがおちないものは可燃ごみ)	
	雑誌		
	ダンボール		
	ミックス紙		
有害ごみ	蛍光灯	乾電池、蛍光灯、鏡や水銀体温計などの水銀含有物	
	乾電池		
	水銀含有物		
家電ごみ	家電4品目	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン	
市では収集しないもの		パソコン類、業により排出されたもの(建築廃材等)	

3. 中間処理方法

中間処理方法について、以下に示します。事業系一般廃棄物の資源ごみ及び有害ごみについては、収集形態と同様に排出者自身において適正処理を行うこととします。

《A》 可燃ごみ

可燃ごみについては、峡北広域環境衛生センターにて中間処理を行い、溶融スラグ等は再利用し、残渣は埋立処分を行います。

《B》 不燃ごみ

不燃ごみについては、峡北広域環境衛生センター内のリサイクルプラザにて選別処理を行い、不燃物は鉄等に分別し、資源物は資源再生業者に引渡します。また可燃ごみについては、再度可燃ごみ同様に処理を行います。

《C》 資源ごみ

資源ごみについては、回収後、資源再生業者へ処理委託し、適正処理を行います。

《D》 有害ごみ

使用済みの乾電池、蛍光灯及び水銀含有物については、回収後、埋立処分を行います。

4. 中間処理計画

中間処理の方法についても、現状と同様に適正処理を行うこととします。中間処理施設の老朽化に伴い、負荷が少なくなるよう搬入する世帯ごと適正な処理を行うよう周知することとします。

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の概要

1. 生活排水処理事業の沿革

本市は、北杜市及び甲斐市の一部（双葉地区、敷島地区）との3市で構成する峡北広域行政事務組合に属し、広域処理を行っております。

年月日	内容
昭和39年6月	韮崎市外五町村衛生組合設立 し尿処理施設竣工
昭和51年3月	し尿処理施設竣工（増設）
昭和57年4月	峡北広域行政事務組合設立
昭和60年	すずらん団地コミュニティプラント竣工
平成元年	韮崎市公共下水道事業計画の事業認可
平成5年4月	釜無川浄化センター共用開始
平成8年3月	公共下水道接続開始

2. し尿等の中間処理施設の概要

本市のし尿等の中間処理施設概要は下記のとおりです。

《峡北広域行政事務組合》

し尿等については、本市、北杜市及び甲斐市（一部）において構成する峡北広域事務組合にて広域処理されています。

施設所在地	韮崎市栄2丁目5番48号
全体敷地面積	6,400 m ²
施設名称	南部衛生センターし尿処理施設
処理方法	高速酸化方式
処理能力	72kl/日（36kl/日×2基）
希釈水の種類	地下水 希釈倍率：10倍 放流先：塩川
汚泥の処理	脱水

《公共下水道中間処理施設》

公共下水道処理については、公益財団法人山梨県下水道公社が管理する釜無川浄化センターにて、本市を含む7市町の汚水を広域処理しています。

施設所在地	南巨摩郡富士川町長澤 1790 番地
施設名称	釜無川浄化センター
処理方法	標準活性汚泥法
処理能力	74,000 m ³ /日
放流先	坪川

《コミュニティプラント》

本市におけるコミュニティプラントは1箇所で開催しています。

施設所在地	韮崎市旭町すずらん団地内
施設名称	韮崎市すずらん団地地域し尿処理施設
処理方法	長時間ばっき
処理能力	133 m ³ /日
運転管理体制	委託

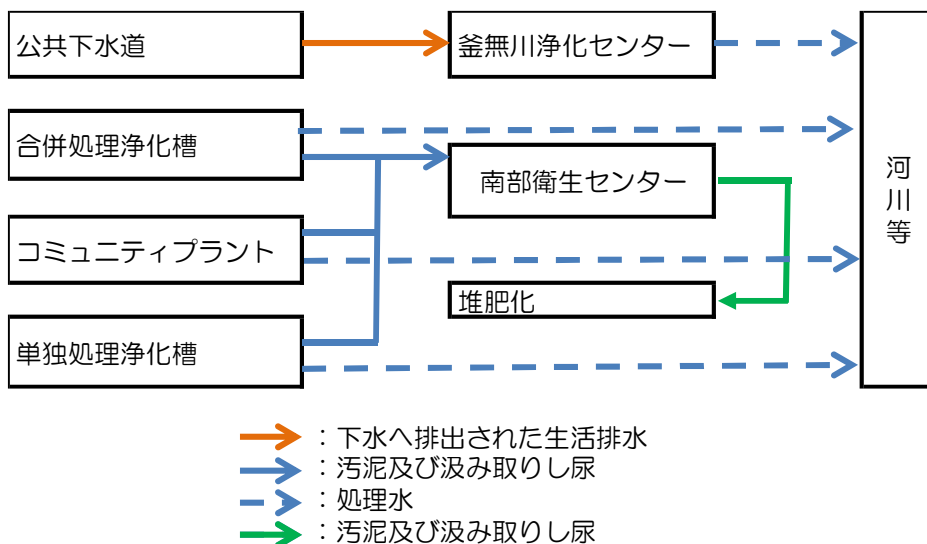
3. 生活排水処理フロー

本市における一般的な生活排水処理フローを以下に示します。家庭から排出される生活排水の種類は、し尿と台所や洗濯などによって発生する生活雑排水に大別されます。本市では、公共下水道、コミュニティプラント、合併処理浄化槽のいずれかに接続することにより、し尿・生活雑排水を適切に処理しています。

公共下水道を経由したし尿、生活雑排水については、公益財団法人山梨県下水道公社の管理する釜無川浄化センターにて中間処理を行います。その後、処理水は公共用水域に放流されております。

コミュニティプラント施設、合併処理浄化槽で処理されたし尿、生活雑排水の処理水は、公共用水域に放流され、汚泥等は南部衛生センターし尿処理施設にて中間処理を行った後、処理水は公共用水域に放流され、汚泥等は堆肥化されています。

【生活排水処理フロー】



4. 生活排水処理体系の状況

本市における生活排水処理体系の状況を下記に示します。

<A>公共下水道

公共下水道共用が開始され 15 年が経過しており、接続区域の拡大により、年々、公共下水道による排水処理人口が増加しております。

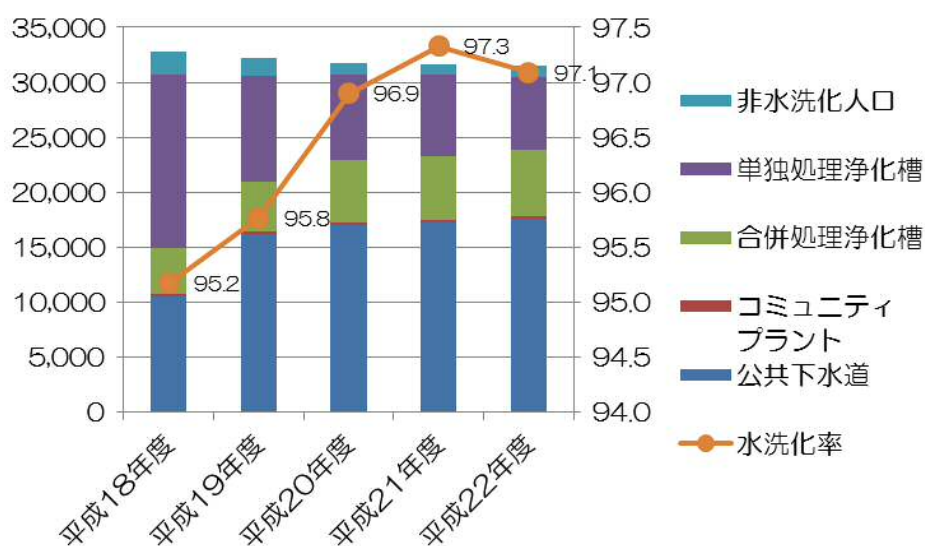
合併処理浄化槽、コミュニティプラント

単独処理浄化槽の新規設置が原則禁止になったことから、合併処理浄化槽の普及が進んでおります。また、コミュニティプラントの使用人口は、処理施設がある一定の人口のみが対象になっているため、横ばい状態である。

<C>非水洗化人口

汲み取り式の非水洗化人口は、公共下水道への接続または合併処理浄化槽への切り替えにより年々減少しています。

【生活系排水処理人口の推移】



(人)

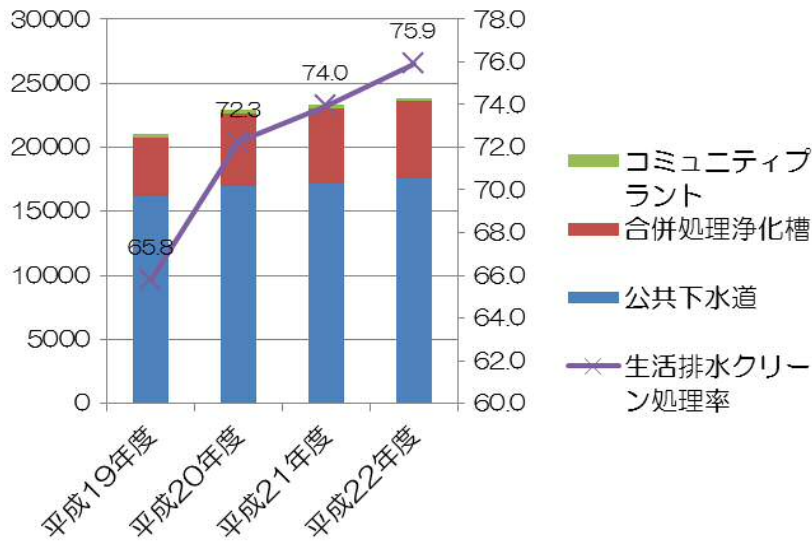
	総人口	公共下水道	コミュニティプラント	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	水洗化人口	非水洗化人口	水洗化率 (%)
平成 18 年度	32,213	10,498	274	4,134	15,747	30,656	2,131	95.2
平成 19 年度	31,915	16,206	272	4,516	9,570	30,564	1,665	95.8
平成 20 年度	31,714	16,963	272	5,681	7,813	30,729	1,046	96.9
平成 21 年度	31,490	17,187	270	5,833	7,357	30,647	998	97.3
平成 22 年度	31,433	17,594	270	6,001	6,651	30,516	946	97.1

(一般廃棄物実態調査より)

5. 生活排水処理の状況

本市における生活排水処理の状況について、下記に示します。生活排水クリーン処理率については、平成 19 年度から増加傾向にあり、市内の排水が公共下水道等により適正な処理が行われています。

【生活排水処理実績】



(人)

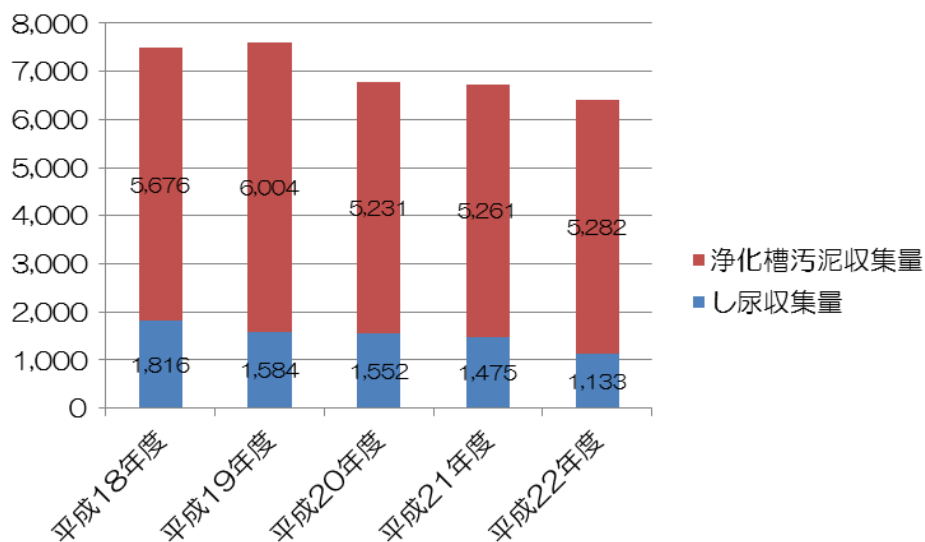
	公共下水道	合併処理 浄化槽	コミュニティ プラント	衛生処理人口	生活排水クリーン 処理率 (%)
平成 19 年度	16,206	4,516	272	20,994	65.8
平成 20 年度	16,963	5,681	272	22,916	72.3
平成 21 年度	17,187	5,833	270	23,290	74.0
平成 22 年度	17,594	6,001	270	23,865	75.9

(市民課)

6. し尿・浄化槽汚泥の排出状況

本市におけるし尿・浄化槽汚泥の排出状況について、下記に示します。公共下水道接続地域の拡大に伴い、経年変化で見ると減少傾向にあります。

【し尿・浄化槽汚泥の排出量実績】



(kl)

	し尿収集量	浄化槽汚泥収集量	処理量計
平成 18 年度	1,816	5,676	7,492
平成 19 年度	1,584	6,004	7,588
平成 20 年度	1,552	5,231	6,783
平成 21 年度	1,475	5,261	6,736
平成 22 年度	1,133	5,282	6,415

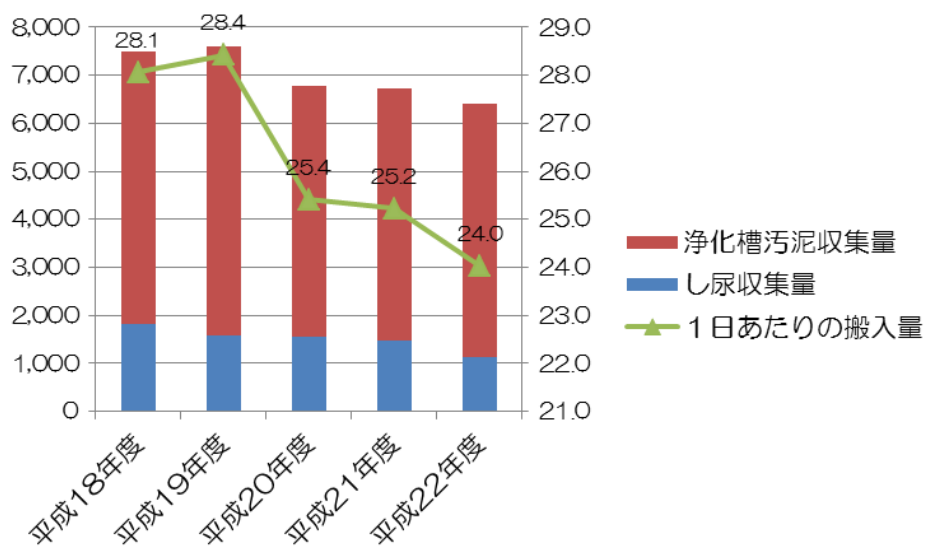
(市民課)

第2節 収集運搬体制

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、許可業者のみで収集運搬を行っています。また、収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、南部環境衛生センターに搬入されています。

中間処理施設への搬入状況については、前項の排出状況と同数であるが、1日平均の搬入量について、下記に示します。公共下水道接続人口の増加により、年々、搬入量は減少しています。

【し尿・浄化槽汚泥の収集量実績】



(k)

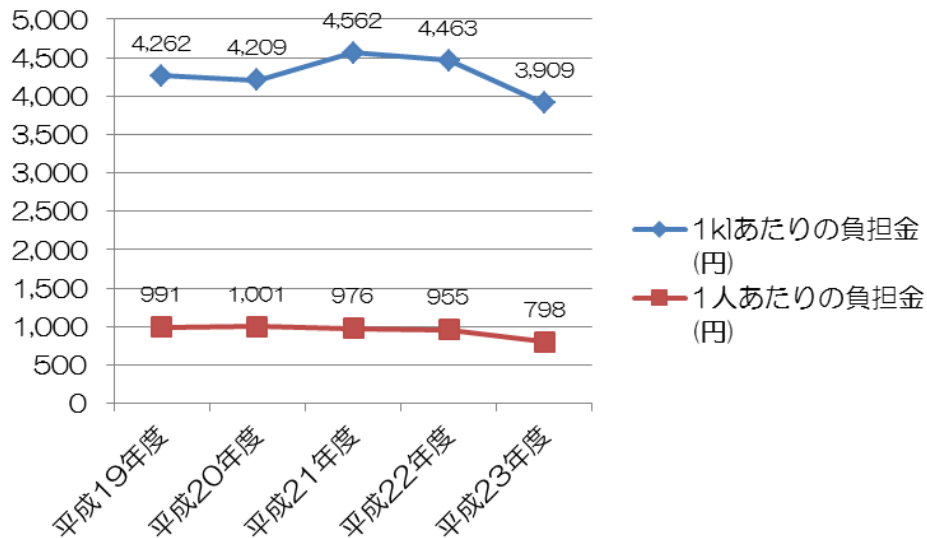
	し尿収集量	浄化槽汚泥収集量	処理量計	1日あたりの搬入量
平成18年度	1,816	5,676	7,492	28.1
平成19年度	1,584	6,004	7,588	28.4
平成20年度	1,552	5,231	6,783	25.4
平成21年度	1,475	5,261	6,736	25.2
平成22年度	1,133	5,282	6,415	24.0

(市民課)

第3節 生活排水処理経費

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理にかかる経費について下記に示します。排出量の減少に伴い、1klあたりの負担額及び1人あたりの負担額について、年々、減少しています。

【生活排水処理経費実績】



	し尿処理負担金 (千円)	し尿搬入量 (kl)	人口(人)	1klあたりの 負担金(円)	1人あたりの 負担金(円)
平成19年度	31,931	7,492	32,213	4,262	991
平成20年度	31,937	7,588	31,915	4,209	1,001
平成21年度	30,946	6,783	31,714	4,562	976
平成22年度	30,061	6,736	31,490	4,463	955
平成23年度	25,075	6,415	31,433	3,909	798

(市民課)

第4節 課題の整理

1. 浄化槽

現在、単独処理浄化槽の設置は原則禁止されておりますが、既設として単独処理浄化槽が設置されている世帯については、生活雑排水が流出していることから水質汚濁の原因となっています。そのため、汲み取り式や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽又は公共下水道への接続を勧奨していく必要があります。

また、市の単独の事業として、浄化槽点検を市内2区域に分け実施していますが、本来の設置者の責任で管理し、法定検査の受診率向上をはかる必要があります。

2. 中間処理施設の老朽化

し尿・浄化槽汚泥を中間処理する南部衛生センターについては、昭和51年3月に竣工以降、老朽化が進んでいる。

当施設を継続的に使用するためにも負荷のかからないよう適正なし尿・浄化槽汚泥の排出に向け、周知する必要があります。

第5節 将来予測

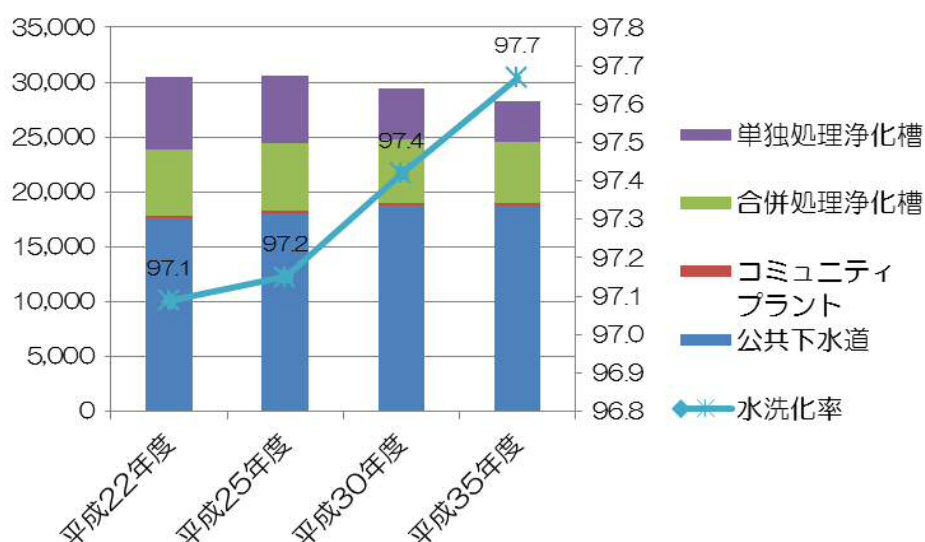
1. 生活排水処理形態別人口の予測

本市における生活排水処理形態別人口の予測について、下記に示します。

人口については、ごみ処理計画で示したとおり年々減少していくなかで、公共下水道への接続区域の拡大が図られ、それに伴い単独処理浄化槽及び汲み取り式の減少が考えられます。また合併処理浄化槽につきましては、公共下水道の整備区域以外の世帯が単独処理浄化槽及び汲み取り式からの切り替えが進み、増加すると考えられます。

今後、コミュニティプラントが1箇所ありますが、公共下水道の接続区域拡大に伴い、公共下水道への切り替えも考えられます。

【生活排水処理形態別人口の予測】



(人)

	総人口	公共下水道	コミュニティプラント	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	水洗化人口	水洗化率	非水洗化人口
平成22年度	31,433	17,594	270	6,001	6,651	30,516	97.1	946
平成25年度	31,507	18,001	266	6,169	6,171	30,607	97.2	900
平成30年度	30,188	18,716	256	5,802	4,635	29,409	97.4	779
平成35年度	28,968	18,768	246	5,497	3,780	28,291	97.7	677

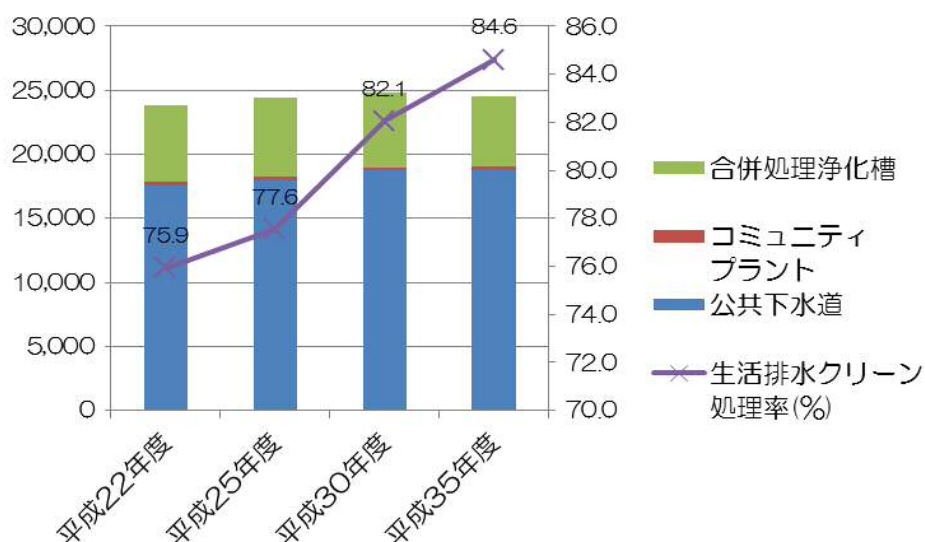
(市民課)

2. 生活排水処理の人口予測

本市における生活排水処理人口の予測について、下記に示します。

公共下水道接続区域拡大及び合併処理浄化槽への切り替えが進むことが予測されるため、生活排水クリーン処理率においても年々増加することが考えられます。

【生活排水処理人口の予測】



(人)

	公共 下水道	コミュニティ プラント	合併処理 浄化槽	衛生処理人口	生活排水クリーン 処理率 (%)
平成 22 年度	17,594	270	6,001	23,865	75.9
平成 25 年度	18,001	266	6,169	24,436	77.6
平成 30 年度	18,716	256	5,802	24,774	82.1
平成 35 年度	18,768	246	5,497	24,511	84.6

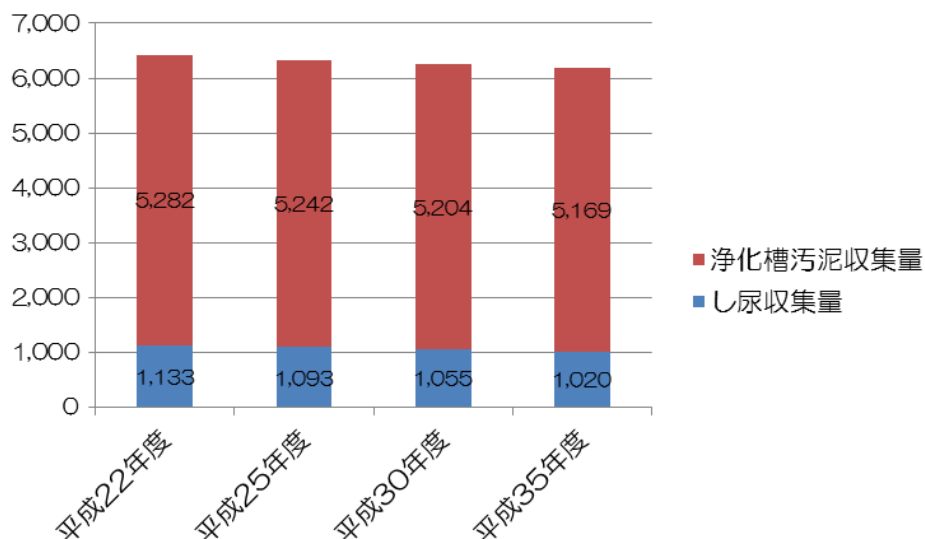
(市民課)

3. し尿・浄化槽汚泥量の予測

本市におけるし尿・浄化槽汚泥の予測を下記に示します。

本市のし尿・浄化槽汚量は、減少傾向にあり、今後、減少していくものと考えられます。

【し尿・浄化槽汚泥量の予測】



(k)

	し尿収集量	浄化槽汚泥収集量	処理量計
平成 22 年度	1,133	5,282	6,415
平成 25 年度	1,093	5,242	6,335
平成 30 年度	1,055	5,204	6,259
平成 35 年度	1,020	5,169	6,189

(市民課)

第6節 基本方針

1. 基本理念

本市は、山、川の豊富な自然に恵まれており、この自然環境と共に生活をしています。これまでに大きな公害発生源となる工場や事業所がなく、良好な生活環境が維持されてきましたが、近年、ライフスタイルの変化に伴う、生活雑排水による河川の浄化能力低下が懸念されているところでもあります。

このようなことから、現在の自然環境を貴重な財産ととらえ、保全に向けた生活排水の適正処理が極めて重要であることを認識する必要があります。

よって、今後も快適な生活環境を確保し、河川等水環境を保全していくために、生活排水を適正に処理することは非常に重要であり、市民の水質保全に関する意識向上を図り、市民・事業者・行政が一体となった生活排水処理対策を推進し、水質の維持改善、自然環境の保全を図り、今ある資源環境を守り続ける必要があります。

以上の点を重視し、基本理念を以下のように設定します。

快適に暮らすための生活環境の充実

2. 基本方針

基本理念を実現するため、以下の基本方針を定めます。

基本方針① 公共下水道整備の推進

公共下水道事業認可区域内の生活排水は、公共下水道により処理するものとし、その整備を推進していきます。

基本方針② 合併処理浄化槽の整備の推進

水環境保全に向け、非水洗化世帯については、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への切り替えを推進していきます。

基本方針③ 水環境保全に向けた維持管理の推進

市民・事業者・行政が三位一体となり、河川等の水質を保全するため、それぞれの役割を果たすための施策や地域との連携体制の整備を推進します。

第7節 達成目標

1. 生活排水処理目標

基本理念及び基本方針の達成に向け、公共下水道への接続及び合併処理浄化槽により処理を行うことを目標とし処理施設の整備を推進していきます。

公共下水道及び合併処理浄化槽による処理人口を衛生処理人口の増加に伴う、生活排水クリーン処理率の向上を目標とします。

生活排水クリーン処理率

= (公共下水道人口+コミュニティプラント処理人口+合併処理浄化槽人口) / 市全人口

目標値：生活排水クリーン処理率

平成30年度までに84%以上

平成35年度までに86%以上

第8節 基本方針達成に向けた取り組み

基本方針① 公共下水道整備の推進

《行政》

- ・地域の状況に応じ、公共下水道整備
- ・接続可能な地域において、公共下水道接続の推進

《市民》

- ・公共下水道への優先的な接続検討
- ・アパート等管理者の公共下水道への優先的な接続切り替え検討

基本方針② 合併処理浄化槽の整備の推進

《行政》

- ・公共下水道処理区域外における合併処理浄化槽への切り替え周知
- ・合併処理浄化槽設置補助金の周知

《市民》

- ・非水洗化世帯の合併処理浄化槽へ切り替えの検討

基本方針③ 水環境保全に向けた維持管理の推進

《行政》

- ・各施設の見学などごみに対する意識向上に向け環境教育の開催
- ・浄化槽点検の継続実施による河川等の水質向上
- ・浄化槽法定点検の指導徹底
- ・河川等の定期的な水質検査による監視
- ・市民及び事業者へ排水の適正処理の徹底

《市民》

- ・浄化槽の法定点検の受検
- ・地区の集会等で環境に対する出前講座の積極的な活用
- ・各地区による水質向上に向けた河川清掃の実施
- ・市民相互による水質の監視

《事業者》

- ・水質保全を考慮した排水の適正処理の徹底

第9節 施策の方向

1. 浄化槽点検の継続実施

浄化槽の維持管理については、設置者の義務により管理する必要があるが、市の事業においても市内を2地域に分割して、2年に1度巡回点検を行っています。

そのため、処理水を放流している河川の水質保全が保たれていることが考えられるが、本来浄化槽の設置者の責任で年に1度法定検査を受検することが義務づけられているため、受検率の向上を図りつつ、継続実施を行います。

2. 浄化槽の法定検査受検率向上に向けた取り組み

現在、広報、ホームページ及び浄化槽点検の際に年に1度の法定検査の受検について周知しており、浄化槽の設置を行う際についても設置届と一緒に法定検査の受検申込書を申請することになっております。

しかし、浄化槽台帳の未整備から市内の法定検査受検率が低い水準のため、法定検査の受検率の向上に向け、さらなる周知徹底を図ります。

3. 浄化槽台帳の整備推進

現在、浄化槽台帳が未整備となっており、今後、法定検査未受診者及び水洗化率の向上に向け、台帳による管理が必要になります。

今後、生活排水処理の人口把握に向けた取り組みの中で台帳整備についても推進していきます。

4. 大規模災害時の対策

災害により発生した廃棄物については、「韮崎市地域防災計画」第1部第2章「発災後の応急対策計画」の第21節廃棄物処理対策において、「災害地から排出されたごみ、し尿、災害廃棄物（がれき）等の廃棄物を適正に処理し、災害地の環境衛生の保全と早期復興を図る。」のもと、処理については、「市長が行うが、被害甚大で市で処理不可能の場合は、中北林務環境事務所に連絡し、他市町村、応援団体又は県の応援を求めて実施する」と定められていることから、被災地域の安全と公衆衛生を確保しながら適切かつ円滑な処理に努めるものとします。

また、峡北広域行政事務組合及び収集運搬業者等との連携を密にし、発生後の迅速な対応ができる体制づくりを行い、処理施設が被災した場合、埋め立て処理を行う計画になっているため、処理方法などを盛り込んだマニュアル等の作成を行います。

第10節 基本計画

1. 生活排水処理の主体

本市における生活排水処理の主体及び生活排水関係施設の事業概要を下記に示します。

処理施設の種類	処理主体
公共下水道	本市・県
合併処理浄化槽	個人等
単独処理浄化槽	個人等
し尿処理施設	峡北広域行政事務組合

2. 生活排水関係施設の事業概要

本市における生活排水処理の主体及び生活排水関係施設の事業概要を下記に示します。

施設の種類	対象となる排水種類	施設整備規模	事業の進め方の特徴	対象地域	対象区域
公共下水道	し尿・生活雑排水・工場排水等	1万人以上	都市の市街地、団地、住宅等の人口密集地区において面整備を進める	<ul style="list-style-type: none"> 規制都市の中心部 都市の宅地等の開発が進められている地域 流域下水道の幹線が敷設されている地域 	主として市街地
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水		新規に開発される団地、新築建物等に設置する。また既存の住宅、建物の汲み取り便所、単独処理浄化槽を敷設替える。規模は設置者の事業に合わせて選択できる。	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道対象外の地区で新築、増改築が行われる建物 	公共下水道対象外の地区
コミュニティプラント	し尿・生活雑排水	101人～3万人未満	新規に開発される団地や住宅地等の面整備を行う	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道対象外の地区で新規に団地等が開発される地域 	公共下水道対象外の地区
単独処理浄化槽	し尿			(原則新規設置禁止)	(原則新規設置禁止)
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥				

3. 生活排水処理区域

生活排水を処理する区域は、本市の全域とし、公共下水道処理区域及びその他の区域とします。

4. 施設整備計画の概要

本市においては、公共下水道については、釜無川流域関連韮崎市公共下水道事業計画により、整備を進めてまいります。

5. 収集運搬計画

収集運搬範囲については、現状と同様に行政区域内のうち、公共下水道への接続を完了していない世帯を対象とします。

また、収集運搬の方法についても現状と同様に市の収集及び運搬許可を受けた業者が行うこととします。

6. 中間処理計画

中間処理の方法についても、現状と同様に適正処理を行うこととします。中間処理施設の老朽化に伴い、負荷が少なくなるようし尿・浄化槽汚泥を搬入する世帯ごと適正な処理を行うよう周知することとします。

一般廃棄物処理基本計画

策定：蕪崎市市民課環境政策担当

〒407-8501

蕪崎市水神1丁目3番1号

電話：0551-22-1111